

週刊 医業経営

MAGAZINE

WEBマガジン



発行 税理士法人優和

1

医療情報ヘッドライン

「医療事故に係る調査の仕組み等」で聞き取り
事故の調査結果を病院が説明する仕組み提唱

厚生労働省

透析、患者や家族が望めば「中止」も選択肢に
日本透析医学会が提言案 一般からも意見募集

日本透析医学会

2

経営TOPICS

統計調査資料

医療施設動態調査(平成 24 年 11 月末概数)

3

経営情報レポート

平成 25 年度税制改正

—法人税・所得税・資産税・消費税—

4

経営データベース

ジャンル: 医業経営 サブジャンル: 経理・会計処理

資産と負債の考え方

試算表のチェック機能

医療情報

ヘッドライン ① 厚生労働省

「医療事故に係る調査の仕組み等」で聞き取り 事故の調査結果を病院が説明する仕組み提唱

厚生労働省は2月7日、「医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会」を開き、(1) 四病院団体協議会、(2) 日本医療安全調査機構、(3) 全国医学部長病院長会議 (4) 中澤構成員 (秋田労災病院第二内科部長)、からヒアリングを行った。

(1) の四病協は、会内でまとめた「診療行為に関連した予期しない有害事象 (死亡・重大事故) の調査のあり方」を発表し、そこでは次のような対応手法が提言されている。

1. 医療機関に、医療の安全を確保するための「医療安全委員会」を常設し、安全確保措置をとる
2. 診療に関連した予期しない有害事象が発生した場合、医療機関は、患者・家族の意志とは別に、「院内事故調査委員会」を設け、原因究明を行う (調査結果は病院が家族等へ伝える)
3. 医療機関が重要と判断した場合には、地方に設置する「院外事故調査検証委員会(チーム)」へ、患者・家族の意志とは関係なく報告する
4. 院外事故調査検証委員会 (チーム) は第三者で構成することを旨とし、医師会・病院団体・大学病院等の医療専門職を選任して、院内事故調査委員会の資料を分析・評価する (院外の報告書は病院が家族等へ説明する)
5. 院外事故調査検証委員会は、匿名化したうえで、中央に設けた「中央事故調査機関」(日本医療機能評価機構を活用) に報告し、中立性の高い報告書を作成して、注意を喚起する

(2) の医療安全調査機構からは、「医療内容に誤り (疑いを含む) のある死亡事例はすべて第三者機関に報告し、内容に応じて (a) 院内、(b) 協働 (院内+第三者)、(c) 第三者、のいずれかによる調査を行う」という事故調査の体制案が提示された。

(3) の全国医学部長病院長会議は、(1) の四病協と同様に、

【有害事象の発生】→【主治医等の説明】→【死亡診断書の作成】→【院内事故調査委員会による報告書の作成】→【主治医等から家族への説明】

というオーソドックスな流れと、重大事象については【院外事故調査委員会】による報告書の検証等を実施する仕組みを提唱している。

この日は厚労省当局から、「事故調査結果を再発防止に活かす」方策についても、論点が整理された。

ここでは、(ア) 個別の事件事例を周知し注意喚起する、(イ) 事例収集から明らかになった事について学術的なエビデンスをつくる、(ウ) 事例を共有し、医療従事者の参考とする、などの具体的活用方法が提示されている。

透析、患者や家族が望めば「中止」も選択肢に 日本透析医学会が提言案 一般からも意見募集

人工透析が必要な患者が、回復の見込みがない終末期を迎えた場合、本人や家族が透析を望まなければ、中止も選択肢とする提言案を1月30日に日本透析医学会がまとめ、発表した。

この問題は、人工透析が必要な患者が、回復の見込みがない終末期を迎えた場合、本人や家族が透析を望まなければ、中止も選択肢（意思を尊重する）とする提言案である。これまで人工呼吸器や栄養補給の中止までの手順を定めた07年日本救急医学会の提言、12年日本老年医学会の胃瘻中止ガイドラインに続き、本人の望みに反した延命を減らすことにつながるものである。

最近発表された全腎協（全国腎臓病協議会）による5年に一度の大規模な腎臓疾患患者調査によると、医師の注意を守って「日常生活で自己管理している」とする割合は約40%だったことがわかった。また腎臓患者は減少傾向にあることも分かった。

今回の提言案では、医療チームが透析の導入・継続を見合わせる「一定の状況」を3つの場合に分類している。

1. 意思決定能力のある終末期患者が「自然な形が良い」などと透析を拒否した場合、医療チームと十分に話し合い、合意すれば家族に伝え、その合意内容を文書にして「透析の見合わせ」を決める。
2. 本人に意思決定能力のない場合では、「家族が透析を拒否した」ときは、家族と十分に話し合い

患者の意思を推定できれば、その決定を尊重する。

3. 医学的理由から透析の継続が患者の体に悪影響を及ぼす（困難な透析療法または危険性を含む）と考えられる場合には、実施継続を見合わせる。なお、患者や家族の思いが変われば、透析を再開する。

体調が悪化し、医学的理由から安全に実施できない場合だけでなく、判断能力のある患者が自ら透析を拒否した場合や、自分では判断能力がない終末期患者でも家族が拒否した場合は、見合わせや中止の対象とする。また、医療側から見合わせや中止を提案し、同意を得て行うこともある、とした。

手続きは、本人の意思を基本に、医療チームが話し合って決めるとした2007年の厚生労働省の終末期医療指針に準じている。

患者や家族に、透析は生命維持に欠かせないことを理解してもらったうえで、文書で同意を得ることが必要とする。いったん見合わせた後でも、体調が改善したり、患者や家族の意思が変わったりすれば、実施を再開する。話し合いの内容はすべて記録する。

今後、高齢者の終末期医療をめぐるっては、日本老年医学会が胃ろうなどの栄養補給について「治療の差し控えや撤退も選択肢」との見解を発表していることとも無縁ではなく、本人や家族にとって最善の終末期医療とはどういうものなのか、社会的に議論を深める時期に来ているといえる。

医療施設動態調査

(平成24年11月末概数)

病院の施設数は前月に比べ 2施設の増加、病床数は 254床の増加。
 一般診療所の施設数は 21施設の増加、病床数は 190床の減少。
 歯科診療所の施設数は 12施設の増加、病床数は 増減無し。

1 種類別にみた施設数及び病床数

各月末現在

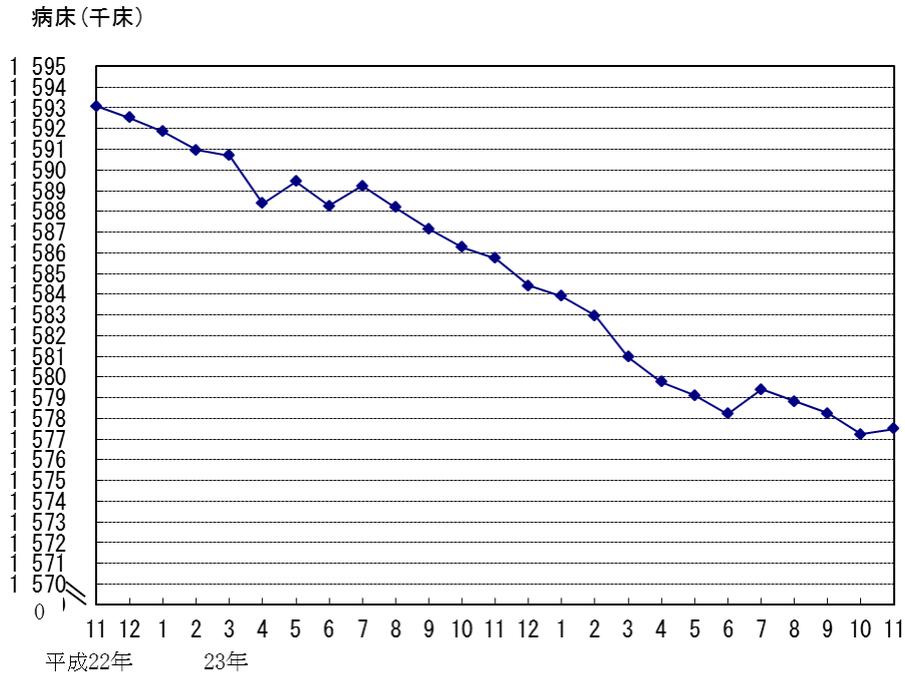
	施設数		増減数		病床数		増減数
	24年11月	24年10月			24年11月	24年10月	
総数	177 305	177 270	35	総数	1 702 632	1 702 568	64
病院	8 564	8 562	2	病院	1 577 490	1 577 236	254
精神科病院	1 071	1 070	1	精神病床	341 988	342 076	△ 88
				感染症病床	1 805	1 798	7
結核療養所	1	1	0	結核病床	7 124	7 148	△ 24
一般病院	7 492	7 491	1	療養病床	328 872	329 050	△ 178
療養病床を有する病院(再掲)	3 892	3 892	0	一般病床	897 701	897 164	537
地域医療支援病院(再掲)	416	415	1				
一般診療所				一般診療所			
有床	100 229	100 208	21		125 045	125 235	△ 190
療養病床を有する一般診療所(再掲)	9 540	9 562	△ 22	療養病床(再掲)			
無床	1 296	1 302	△ 6		13 204	13 255	△ 51
歯科診療所	90 689	90 646	43	歯科診療所			

2 開設者別にみた施設数及び病床数

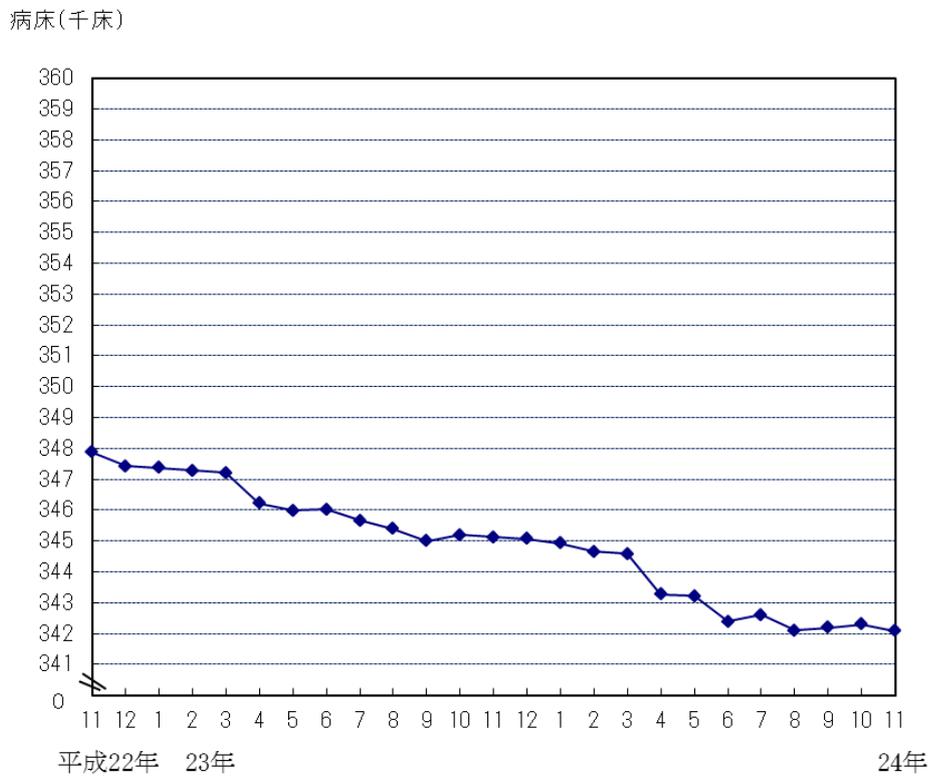
平成 24 年 11 月末現在

	病 院		一般診療所		歯科診療所
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数
総数	8 564	1 577 490	100 229	125 045	68 512
国 厚生労働省	14	5 884	29	-	-
独立行政法人国立病院機構	144	55 454	-	-	-
国立大学法人	48	32 674	129	19	2
独立行政法人労働者健康福祉機構	34	13 062	4	-	-
国立高度専門医療研究センター	8	4 376	-	-	-
その他	26	3 937	423	2 240	1
都道府県	216	57 916	243	150	9
市町村	672	144 677	3 039	2 527	272
地方独立行政法人	73	28 552	15	-	1
日赤	92	36 920	208	19	-
済生会	80	22 308	52	10	-
北海道社会事業協会	7	1 862	-	-	-
厚生連	110	35 190	68	64	-
国民健康保険団体連合会	-	-	-	-	-
全国社会保険協会連合会	51	14 095	2	-	-
厚生年金事業振興団	7	2 795	-	-	-
船員保険会	3	786	7	10	-
健康保険組合及びその連合会	9	1 743	357	10	4
共済組合及びその連合会	46	14 904	180	10	8
国民健康保険組合	1	320	14	-	-
公益法人	376	89 325	821	475	145
医療法人	5 710	852 414	37 853	84 962	11 562
私立学校法人	108	54 867	176	115	17
社会福祉法人	187	33 221	8 227	353	28
医療生協	85	14 231	321	245	46
会社	62	12 758	2 111	31	15
その他の法人	50	10 300	420	232	66
個人	345	32 919	45 530	33 573	56 336

■ 病院病床数



■ 病院及び診療所等の病床数(千床)



平成 25 年度税制改正

—法人税・所得税・資産税・消費税—

ポイント

1 平成 25 年度税制改正の基本的な考え方

2 法人課税の改正

3 個人所得課税の改正

4 資産課税の改正

5 消費課税の改正

5 その他の改正項目

1 平成25年度税制改正の基本的な考え方

平成25年度税制改正は、長引く円高・デフレ不況や貿易赤字の拡大、国内の成長機会や若年雇用の縮小、復興の遅延等といった現下の経済情勢に対応するため「成長による富の創出に向けた税制措置」を講じること、また、「社会保障・税一体改革の着実な実施」に向けた地ならしを行うことなどを大きな柱として策定されました。

主に「課税の適正化」を目的とし、「小粒な改正」と評された平成24年度税制改正とは大きく異なり、「社会保障・税一体改革」のファーストステップと呼ぶにふさわしい大改正となっています。

■平成25年度税制改正の2本の柱

1 成長による富の創出に向けた税制措置

①民間投資の喚起による成長強化

国内における設備投資へのインセンティブを広く付与する「生産等設備投資促進税制」を創設するなど、法人、特に中小法人に対する優遇策が数多く盛り込まれました。また、研究開発税制の総額型の控除上限額を引き上げるなどの措置も講じられています。

②人材育成・雇用対策

企業が従業員への給与を増加させた場合、その増加額の一定割合を税額控除できる「所得拡大促進税制」の創設や、平成23年度税制改正で創設された雇用促進税制の拡充などが盛り込まれました。

③中小企業対策・農林水産業対策

商業・サービス業及び農林水産業を営む中小企業が、経営改善のための設備投資（店舗改修等）を行う場合の特別償却・税額控除制度、中小法人の交際費課税の特例の拡充や、利用が伸び悩んでいる「非上場株式等に係る相続税等の納税猶予制度」、いわゆる事業承継税制について、制度の使い勝手を向上するため、適用のネックとなっていた雇用確保要件の見直し、事前確認制度の廃止といった大きな手直しが実施されます。

2 社会保障・税一体改革の着実な実施

所得税については、これまでの大幅な累進緩和の結果としてフラット化が進み、わが国経済に格差拡大の傾向が見られる中で、所得再分配機能が低下しています。そこで、平成26年4月からの消費税率の引上げによる影響を最大限考慮した上で、所得税の税率構造の見直しが行われることとなりました。

また資産税については、高齢者の保有する資産を現役世代により早期に移転させ、その有効活用を通じて「成長と富の創出の好循環」につなげるための税制上の措置が数多く盛り込まれています。具体的には、相続税の基礎控除を引き上げることで相続税の課税割合を適正化する一方、贈与税の税率構造を大幅に変更しました。

2 法人課税の改正

■ 新設された租税特別措置法の規定

	適用対象法人及び 適用年度	特別償却及び 特別控除額の算定
生産等設備投資促進税制の創設	青色申告書を提出する法人の平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に取得等をした国内の事業の用に供する生産等設備で、その事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額に応じて、国内設備投資に対する特別償却・特別控除の規定を適用	①特別償却による損金算入額 国内事業へ設備投資した生産等設備の取得価額×30% ②特別控除額 国内事業へ設備投資した生産等設備の取得価額×3% ただし、特別控除の規定を適用する場合の控除限度額は、当期の法人税額 20%相当額
所得拡大促進税制の創設	青色申告書を提出する法人が、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度で、国内において雇用する使用人に対して支給する給与の額が、その法人の雇用者給与等支給増加額（雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額）の基準雇用者給与等支給額に対する割合が 5%以上であり、かつ、適用要件を満たす場合には、所得拡大促進税制の規定を適用	国内において雇用する使用人の給与等支給増加額×10% ただし、特別控除の規定を適用する場合の控除限度額は、当期の法人税額 10%相当額（中小企業者等については、20%）となります。
経営改善事由に基づく設備投資を行った場合の特別償却・特別控除	卸売業・小売業・サービス業等を営む青色申告書を提出する中小企業者が、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に、経営改善に関する指導及び助言を受けて店舗の改修等を行うために器具備品または建物付属設備等の取得をして事業の用に供した場合には、当該設備投資に係る資産に対し、特別償却・特別控除による優遇規定。この場合に対象となる器具備品は、1 台又は 1 基の取得価額が 30 万円以上のものとし、対象となる建物付属設備は、その取得価額が 60 万円以上のものに限る。	①特別償却による損金算入額 当該設備投資資産の取得価額×30% ②特別控除額 当該設備投資資産の取得価額×7% ただし、特別控除の規定を適用する場合の控除限度額は、当期の法人税額 20%相当額とし、控除限度超過額は 1 年間の繰越しが認められる。

■ 延長・拡充された租税特別措置法の規定

① 研究開発税制における税額控除限度額の拡充

研究開発投資の促進は将来の経済成長の礎となることから極めて重要な課題であり、研究開発投資の促進を図る観点から、総額型の控除上限額を引き上げることとなりました。

② 雇用促進税制の控除限度額の拡充

雇用の一層の確保を通じて、労働人口と消費需要を増加させる観点から、雇用促進税制を拡充し税額控除額を引き上げとなります。

③ 金融円滑化法の廃止に伴う優遇措置

資産の評価損益の計上又は期限切れ欠損金の損金算入が可能になりました。

④ 交際費等に係る定額控除限度額の拡大

定額控除限度額を現行の 600 万円から 800 万円に引き上げるとともに、定額控除限度額までの金額の損金不算入措置（現行 10%）が、廃止されます。

3 個人所得課税の改正

■ 税率構造

消費増税などによる不公平感の抑制を図るため、以下のように高額所得者層において税率引き上げの方向で見直しが行われました。平成27年分以後の所得税から適用対象となります。

■ 現行

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円超 330万円以下	10%	97,500円
330万円超 695万円以下	20%	427,500円
695万円超 900万円以下	23%	636,000円
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超	40%	2,796,000円

■ 改正後

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円超 330万円以下	10%	97,500円
330万円超 695万円以下	20%	427,500円
695万円超 900万円以下	23%	636,000円
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

■ 金融・証券税制

本軽減税率については延長されないことに決定し、軽減税率の適用を受けるのは今年いっぱいまでとなりました。また、特定公社債と一般公社債等については、以下のとおりです。

■ 金融商品にかかる課税方式（現状）

	保有段階	売却	損益通算
上場株式等	申告分離（配当所得）	申告分離（譲渡所得）	可
特定公社債等	源泉分離（利子所得）	非課税	不可
一般公社債等	源泉分離（利子所得）	非課税	不可

■ 金融商品にかかる課税方式（改正内容）

	保有段階	売却	損益通算
上場株式等	申告分離（配当所得）	申告分離（譲渡所得）	可
特定公社債等	申告分離（利子所得）	申告分離（譲渡所得）	可
一般公社債等	源泉分離（利子所得） ※同族会社の役員等が受け取った利子は総合課税の対象	申告分離（譲渡所得） ※同族会社の役員等が受け取った償還差益は総合課税の対象	不可

4 資産課税の改正

1 相続税に関する改正

① 相続税の基礎控除の縮小

現行制度における基礎控除額「5,000万円＋（1,000万円×法定相続人数）」は、改正により「3,000万円＋（600万円×法定相続人数）」まで引き下げられます。

② 相続税の税率構造の見直し

最高税率が55%まで引き上げられたほか、税率区分が細分化されました。非常に増税色の強い改正であり、平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

③ 小規模宅地等特例の見直し

特例の対象となる宅地の面積拡大など、全部で4項目の改正が加えられました。

④ 未成年者控除及び障害者控除の拡大

「高齢者から若年層への資産移転を促進する」というコンセプトが強く打ち出され、未成年者控除についても、控除額が拡大されることになりました。また、併せて障害者控除についても、控除額が拡大されています。

2 贈与税に関する改正

① 贈与税の税率構造の見直し

特に、直系尊属からの贈与については税率が大きく引き下げられ、直系尊属以外の人からの贈与に比べて非常に優遇されています。

② 相続時精算課税制度の適用要件の見直し

現行制度において、受贈者は「20歳以上の子供」に限定されていますが、改正により「20歳以上の孫」への贈与についても相続時精算課税が適用できることとなります。また、贈与者の年齢要件が5歳引き下げられ、60歳から可となりました。

③ 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

金融機関（信託会社、信託銀行など）、銀行などに信託等をした場合、「信託受益権の価額」又は「拠出された金銭等の額のうち受贈者1人につき1,500万円（学校等以外の者に支払われる金銭については、500万円）までの金額」について贈与税が課税されません。

3 資産税に関するその他の改正

事業承継税制について第三者承継への適用を認め、また今まで非課税だった「日本国内に住所を持たない外国籍の人が、日本国内に住所を有する個人からの相続・贈与により取得した財産」が相続税・贈与税の課税対象に加えられます。

経営データベース ①

ジャンル: 医業経営 > サブジャンル: 経理・会計処理



資産と負債の考え方

病医院の「資産」や「負債」にはどのようなものがあるか教えてください。

■流動資産と固定資産



資産とは、将来的に現金を生み出すもの（価値があるもの）をいい、現金、未収入金、建物、機械、土地等が含まれます。

そして資産は、流動資産と固定資産に分類されます。

資産の中には、①病医院の資金がいくらあるのか、②医業収益に対して回収しなければならない債権（つまり未収入金）はいくらあるのか、等の現状を把握することができる情報が含まれています。また、未使用の医療材料などの在庫は、資産の中でも流動資産という分類に含まれますが、この流動資産とは、企業会計上、換金や利用または運用期間が決算日の翌日から1年以内の資産です。一方、固定資産は、流通を目的とせず、長期的に保有する財産で、その利用や運用期間が決算日の翌日から1年を超えるものをいいます。すなわち、1年以内に換金することが困難な資産です。

また、換金の可否に関わらず、病医院の建物・附属施設等、備品、コンピュータや応接セットなど、そして車両や建物敷地である土地も、この固定資産のなかに含まれます。

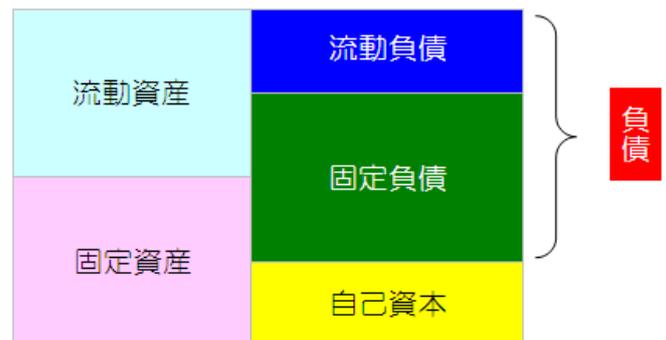
■流動負債と固定負債

負債とは、将来現金で支払われるものであり、支払手形、買掛金、借入金等が該当します。

そのうち、資産と同様に支払期限が1年以内に到来するものは流動負債に、1年以内に到来しないものを固定負債に表示します。

具体的には、診療材料などを請求書扱いで購入し、決算日時点ではまだ支払をしていない買掛金や、その買掛金を現金の代わりに手形で支払い、まだ支払期日が到来していない支払手形の残高、また決算日までに経費等の支払請求を受けているにもかかわらず、支払条件などの期間的なズレでまだ支払われていない未払費用、さらに1年以内に返済予定の金融機関からの借入の残高である短期借入金などが流動負債に該当します。

固定負債には、金融機関から長期で借入をして1年以内に返済予定がないものが計上されます。これらが代表的な負債です。



経営データベース ②

ジャンル: 医療経営 > サブジャンル: 経理・会計処理



試算表のチェック機能

試算表による収益状況のチェック方法について教えてください。



ある取引についての会計処理は、最初に簿記用語に翻訳する作業、つまり「仕訳」を行います。仕訳とは、簿記処理上、勘定科目に分けることをいいます。

仕訳の段階で重要なのは、左側と右側の金額は必ず同額であるということで、当然ながら、医療機関においてもこの処理方法は同様です。

(1)仕訳と転記のチェック

個々の伝票では、左右の金額は同額になります。そして、総勘定元帳への記入は、この仕訳によって作成された伝票を左側と右側へ書き移していただくだけであるため、試算表上の金額というのは、個々の伝票一枚ごとに記入された金額の合計額にすぎません。

したがって、「仕訳」と「転記」が正確に行われていれば、試算表の左右の合計金額は必ず一致することになります。逆に、一致していない場合には、作業工程のいずれかでミスがあったことを意味するため、行った作業内容の再点検が必要です。

(2)試算表の記入方法

試算表上では、当期利益の欄が設けられておらず、利益の金額を把握することができません。したがって、試算表から利益がどのくらいあったのかが分かるように、さらに、その計算が正しく行われたかどうかをチェックできるようにするためには、①財産状況を表す「貸借対照表」と収支状況を表す「損益計算書」に試算表を分解し、②その両方の利益が一致したときに残高が一致するかどうかをチェックする必要があります。

(3)精算表の実務的取り扱い

学問上の簿記では、試算表を分解するために必要な計算書を「精算表」と呼んでいますが、これは試算表上の分類が属するグループによって、それぞれの金額を「貸借対照表」と「損益計算書」に分けてスライドさせていくだけのものです。そこで、試算表の配列を活用し、支払手形を境に切り離すことで、別途作成せずに対応できます。ただし、これは現実的で有用性が高い方法ながら、簿記の理論からは若干乖離した処理でもあります。

そして、切り離した「貸借対照表」と「損益計算書」をそれぞれ集計した上で、左側と右側の金額が一致するように利益（または損失）を書き込み、双方の利益（または損失）が一致するかどうかを確認して完了します。

なお、利益の場合は「貸借対照表」では右側、「損益計算書」では左側になります。一方、損失の場合は「貸借対照表」で左側、「損益計算書」では右側になります。